## 岩手県告示第645号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。 令和4年11月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士			
	氏 名	二級建築士又は木 造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
令和4年11月11日	東舘 弘文	二級建築士	第3652号	建築士法第9条第1項第1号に該当するため